

【協議事項】

No.13 本会議における議員 1 人当たりの質疑・質問時間の平等化について（ <u>会派年間持ち時間制の導入について</u> ）	提出会派
	自由民主党

【提案趣旨】

現在の本会議における質疑・質問時間は、会派間の公平性に着目して決められたものと認識しているが、議会基本条例においては、議会の運営について、「議員平等の原則に則り民主的で円滑な運営を推進する」とされている。

よって、次のとおり、本会議における議員 1 人当たりの質疑・質問時間の平等化を図るもの。

【補足】

本提案は、会派の年間持ち時間の算定方法を、議員 1 人当たりの年間持ち時間を基礎とする方法に変更するものであり、本会議における質疑・質問は、従来どおり会派単位で行うものである。

- (1) 議員 1 人当たりの質疑・質問の年間持ち時間を 90 分とし、会派に所属議員数分の時間を年間持ち時間として付与する。
- (2) 各定例会における質疑・質問者数の均等化を図るため、定例会ごとに各会派の発言者数に上限を定める。
- (3) 議員 1 人の 1 回の質疑・質問時間は 30 分を基本とする。ただし、会派の持ち時間の範囲内で、これを 60 分とすることができる。

※代表質疑は従来どおりとする。